

新旧対照表

(新)

第1条～第14条 (略)

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助事業者	補助対象施設	補助対象経費	補助率
土地改良区 土地改良区連合	補助事業者が管理を行う 農業水利施設	<p>(1) 補助対象経費は、次のとおり算定した電力料高騰分とする。</p> <p style="text-align: center;">電力料高騰分＝当年度の電力料－前年度の電力料 (前年度の電力料＝当年度の電力料÷高騰率)</p> <p>(2) 当年度の電力料とは、令和5年4月から<u>令和5年12月までの期間</u>において、省エネルギー化推進計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる電力料(基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額)をいう。また、当該年度の電力料は維持管理費等として令和5年度収支予算書に計上され、その収支予算書が総(代)会の議決を経ていること。</p> <p>(3) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。</p>	補助対象経費の10分の7とし、1,000円未満は切り捨てとする。

別表第2 (略)

(旧)

第1条～第14条 (略)

別表第1 (第3条関係)

補助事業者	補助対象施設	補助対象経費	補助率
土地改良区 土地改良区連合	補助事業者が管理を行う 農業水利施設	<p>(1) 補助対象経費は、次のとおり算定した電力料高騰分とする。</p> <p style="text-align: center;">電力料高騰分＝当年度の電力料－前年度の電力料 (前年度の電力料＝当年度の電力料÷高騰率)</p> <p>(2) 当年度の電力料とは、令和5年4月から<u>令和5年9月までの期間</u>において、省エネルギー化推進計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる電力料(基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額)をいう。また、当該年度の電力料は維持管理費等として令和5年度収支予算書に計上され、その収支予算書が総(代)会の議決を経ていること。</p> <p>(3) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。</p>	補助対象経費の10分の7とし、1,000円未満は切り捨てとする。

別表第2 (略)



新旧対照表

(新)

別紙1-3

1 改良区名 \_\_\_\_\_ 改良区(連合)

2 施設名 ( \_\_\_\_\_ )

3 契約区分 ( \_\_\_\_\_ )

4 電気料金 (単位:円)

区分	①基本料金	②電力量料金	③燃料調整額	再エネ賦課金	その他	計
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
合計						

別紙2 (略)

参考様式1~2 (略)

第2号様式~第3号様式 (略)

別紙3 (略)

第4号様式 (略)

(旧)

別紙1-3

1 改良区名 \_\_\_\_\_ 改良区(連合)

2 施設名 \_\_\_\_\_

3 契約区分 \_\_\_\_\_

4 電気料金 (単位:円)

区分	①基本料金	②電力量料金	③燃料調整額	再エネ賦課金	その他	計
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
合計						

別紙2 (略)

参考様式1~2 (略)

第2号様式~第3号様式 (略)

別紙3 (略)

第4号様式 (略)